

令和 6 年度加美町農業委員会
第 3 回定例総会議事録

令和 6 年 6 月 2 5 日（火）

加美町小野田支所 2 階会議室

加 美 町 農 業 委 員 会

令和6年度第3回定例総会 議事録

1 開催日時 令和6年6月25日（火）午後1時30分～午後1時55分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名）

会 長	16番	板 垣 文 一
農 業 委 員	1 番	高 橋 秀 生
〃	2 番	杉 村 昭 宏
〃	3 番	猪 股 弘
〃	4 番	佐 藤 と も
〃	5 番	今 野 修
〃	6 番	中 村 貴 美 子
〃	7 番	山 本 成
〃	8 番	青 木 拓 也
〃	9 番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		尾 形 明
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁
〃		澁 谷 涼 子

4 欠席委員（2名）

会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農地利用最適化推進委員		長 沼 一 弥

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第6号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第7号	農地転用許可後の工事進捗状況報告について
日程第6	議案第6号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第7号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐 藤 登志子
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第3回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

＊事務局（佐藤登志子事務局長） 定刻でございますので、只今より令和6年度加美町農業委員会 第3回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いいたします。

＊議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。15番 小山京子委員、長沼一弥推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9番 尾形徳夫委員、10番 畠山智史委員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

＊議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

＊議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第6号 非農地証明書の交付について

＊議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第6号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。

＊事務局（畠山明大係長） 報告第6号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。

令和6年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の非農地証明願は4件でございます。

報告書番号1

所在地 字南寺宿の畑

現況 宅地

面積 197㎡

昭和48年7月に転用許可を受け住宅として利用していたが、地目変更登記を行わないまま現在に至る。

報告書番号2

所在地 字上野目板橋前の田

現況 宅地

面積 95㎡

昭和58年に完了した圃場整備事業の際に新設された道路により分断された農地で、その当時から宅地として利用され現在に至る。

報告書番号3

所在地 字下原の畑

現況 宅地

面積 450㎡

昭和51年頃から住宅として利用変更され、3町合併時点で農地台帳から除外されており、固定資産税も既に宅地として課税されている。

報告書番号4

所在地 字下原の畑

現況 宅地

面積 32㎡

平成18年に農地として取得されていたものの、境界線に沿った細長い土地で宅地と一体となり利用されている。

〔 以上4件の非農地証明書交付について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第6号を終了いたします。

日程第5 報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第7号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況報告書の提出があったので報告いたします。

令和6年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況報告は1件でございます。

報告書番号1

特定建築条件付売買予定地

許可地 字大門の田 2筆

面積 合計1,565㎡

令和8年7月15日完了予定（進捗率 33%）

〔 以上1件の工事進捗状況報告について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第7号を終了いたします。

日程第6 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

＊議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（畠山明大係長） 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和6年6月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 字芋沢横欠の原野 5筆

面積 合計152,924㎡のうち33.61㎡

申請事由 賃貸借による侵入規制ゲートの設置

事業計画 令和6年6月26日着工予定 / 令和6年7月31日完成予定

申請地は加美町役場小野田支所の西約10kmに位置し、周辺の農地と「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していることから、第1種農地と判断いたしました。賃借人が「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」施行規則第5条第1項第3号により進入規制ゲートを設置するもので、太陽光発電パネルを除く発電事業、一般送電事業は土地収用可能な公益性の高い事業に該当するためやむを得ないと判断いたしました。

〔 以上1件の許可申請について説明 〕

＊議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、9番 尾形徳夫委員お願いします。

＊9番（尾形徳夫委員） 令和6年6月14日、山本委員、青木委員、佐藤局長、畠山係長、私尾形で、事業者の担当者3名立会いのもと現地調査を行って参りました。

規制ゲートの設置ということで、第1種農地にはなっておりますが例外規定に該当します。申請地は薬来の西にある風力発電設備がある牧草地で、盛土は行わず、草地を管理する地権者の通行の妨げにならないよう配慮するため支障はございません。また設置の際に、土の面が出ている箇所には生芝を張り緑化を図るということと、アルミゲートのため、冬場は雪の影響を考慮し取り外して保管するということでございます。以上のことから許可相当と判断いたしました。

＊議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、10番 畠山委員。

*10番（畠山智史委員） 着工に伴い、いずれ色々な工事車両等入ってくると思われますが、牧草地での収穫・運搬作業に支障はないものなのか確認します。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） 牧草地を借りている地権者さんと相談の上、今回ゲートを設置することになっております。今までは自由に車が出入りできる状況で、オフロード車のようなもので乗り入れ、牧草が荒らされてしまうという問題があったようです。そのような経緯もあり、地権者さん側は設置していただけるならありがたいとのことでした。またダイヤル式の南京錠で施錠を行うそうですが、地権者には予め番号を伝えておくため、作業の際は自由に出入りが可能ということでございます。

*議長（板垣文一会長） 採草地がゲートの内側にあるので、施錠はしますが地権者は鍵を開けて作業できるようにするという事です。
他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、3番 猪股委員。

*3番（猪股弘委員） 計画書の事業者名の欄に親会社の記載がありますが、従業員数や事業実績の記載は必要なのか確認します。

*議長（板垣文一会長） では事務局。

*事務局（畠山明大係長） あくまでも実施については合同会社なのですが、その事業者が信用のおける業者なのかどうか確認することも審査の対象になっておりまして、こういった会社なのか分かりやすくするために記載しております。また実際には、親会社の社員自体が合同会社の構成員を伴っておりますので、そういった意味でこのような記載にいたしました。

*3番（猪股弘委員） 合同会社がやっている事業なのか、親会社がやっている事業なのかしつかり分けて説明していただかないと、後々トラブルが起きた際にややこしいことになりませんか。親会社から執行役員として合同会社にきているのでしょうか。間違いではありませんが、書類だけ見ると合同会社がとても大きな事業者であるように映り、実際は資本金も親会社とは別の事業者ですよね。今後はその点も明確にしていきたいです。

*議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） はい、１０番 畠山委員。

＊１０番（畠山智史委員） 記載してある従業員数と事業実績は、合同会社と親会社、どちらのものなのか確認します。

＊議長（板垣文一会長） では事務局。

＊事務局（畠山明大係長） こちらは親会社の従業員数と事業実績でございます。

＊１０番（畠山智史委員） この表記ですとどちらの事業者情報なのかわかりにくいですし、本来であれば合同会社の事業実績も記載すべきと思います。

＊議長（板垣文一会長） では事務局。

＊事務局（畠山明大係長） 大変申し訳ございません。次回からは合同会社と親会社、どちらの情報も記載いたします。

＊議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

＊議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第７ 議案第７号 農用地利用集積計画の審査について

＊議長（板垣文一会長） 日程第７、議案第７号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

＊事務局（鎌田裕充次長） 議案第７号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和６年６月２５日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買３件、賃貸借１１件でございます。

申請番号 1

申請地 字矢越の田 1 1 筆
面積 合計 9, 4 3 6 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 2

申請地 字矢越の田
面積 1, 0 3 1 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 3

申請地 柳沢字新柳沢前の田
面積 1, 6 9 1 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 4

申請地 鳥屋ヶ崎字大手前の田
面積 4 9 7 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 5

申請地 平柳字下谷地の田
面積 5, 4 3 0 m²
権利移動の種別 賃貸借(中間管理)

※以下議案書の通り

[以上 1 4 件の集積計画について説明]

※議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。審議に入る前に議案第 7 号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号 1 番について本田浩推進委員です。

本田浩推進委員は、申請番号 1 番の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

〈委員退室 午後 1 時 5 3 分〉

※議長（板垣文一会長） これより申請番号 1 番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号1番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。
それでは、本田浩推進委員の入室を許可します。

〈委員入室 午後1時54分〉

- *議長（板垣文一会長） 続いて申請番号2番から14番について審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより申請番号2番から14番についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

- *議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和6年度加美町農業委員会 第3回定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後1時55分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和6年6月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 尾 形 徳 夫

署名委員 畠 山 智 史